

会員の皆様へ

公益社団法人
相模原市シルバー人材センター

職場における熱中症対策の強化について（令和7年6月1日施行）

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されます。この改正により、以下の措置が事業者には義務付けられています。

センターと会員、会員と発注者（お客様）との間に雇用関係がない（派遣を除く）ため、当該規則については適用されません。しかし、就業する（働く）以上、熱中症のリスクは伴うことから、就業形態の如何にかかわらず、会員への熱中症対策の実施は欠かせないものと捉え、今回の規則改正の概要及びこれに準じたセンターでの取り扱いについて、皆様へ周知いたします。

労働安全衛生規則改正の概要

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
 - ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」
- がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること。

2 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①作業からの離脱
 - ②身体のコリ
 - ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
 - ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること。

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の環境下で行われる作業で、
継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの